

<参考資料> 移動タンク貯蔵所に係る技術基準の一部改正 (イメージ)

公布年月日:平成15年12月17日 施行年月日:平成16年4月1日

間仕切・防波板関係

<背景>

- 移動貯蔵タンクには、原則として間仕切・防波板の設置が義務づけ。ただし、積載式移動貯蔵タンク(タンクコンテナ)については、特例規定あり。

- 化学品等は荷卸し毎に移動貯蔵タンクの洗浄を行うことが一般的

IMOのIMDGコード(危険物の海上運送に関する国際基準)では、タンクローリー車(積載式以外)を含め、一定要件の下に間仕切・防波板を要しない規定内容

タンクの内部構造をシンプルにするため間仕切・防波板の緩和を要望(規制改革推進3か年計画)

<改正内容>

タンクローリー車についても、従来の基準に加え、IMDGコードによることが可能となるよう基準を整備

<効果>

- 選択の幅の拡大
- 運送事業者の負担軽減
- 国際整合化

運転要員の確保関係

<背景>

- 運転要員の疲労に伴う事故発生防止の観点から、長距離にわたる移送をするときは、二人以上の運転要員の確保が義務づけ
- 他分野の基準(労働関係、道路運送事業関係)では、運転時間により過労運転を防止←ILOに準拠

危険物の移送基準についても、運転時間を指標とすべき旨の要望(規制改革推進3か年計画)

<改正内容>

危険物の移送基準について、長時間にわたる移送をするときは二人以上の運転要員を確保することとし、他分野と整合した要件を規定

<効果>

- 運送業者の負担軽減
- 他分野との整合化